え ひ め 森 林 公 園 指定管理者募集要項

平成30年8月

愛 媛 県

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務及び管理の基準	2
4	指定期間	3
5	管理運営に要する経費	3
6	申請資格等	4
7	募集要項の配布、現地説明会等	5
8	参加意思表明書の提出	6
9	申請の手続	7
10	指定管理者の候補者の選定	8
11	指定管理者の指定及び協定の締結	1 0
12	業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措	
	置に関する事項	1 1
13	指定期間満了前の取消し	1 1
14	その他	1 2
15	添付資料	1 3
16	問合せ先	1 3
別紙	〔1 指定管理者募集スケジュール	1 4
別紙	· 2 提出書類一覧	1 5

えひめ森林公園指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

えひめ森林公園(以下「森林公園」という。)については、設置目的をより効果的・効率的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、平成18年4月から指定管理者制度を導入していますが、現在の指定期間が平成31年3月31日で満了するため、次のとおり、次期のえひめ森林公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)の募集を行います。

2 施設の概要

(1) 名称

えひめ森林公園

(2) 所在地

愛媛県伊予市上三谷歯朶谷山国有林並びに伊予郡砥部町七折笹ケ平山国有林及び大谷山国有 林

(3) 面積

約104ha

(4) 設置目的

県民が自然との触れ合いを通じて森林のもつ公益的機能と林業に対する理解を深めるととも に、その保健及び休養に資する都市近郊型森林レクリエーションの場を提供する。

(5) 施設

森林公園の施設等の詳細については、添付資料の「えひめ森林公園施設等概要」を参照してください。

建物等の構造等	管理施設	管理棟・森林学習展示館 (1棟420㎡、木造3階建、耐用 年数24年)、ログハウス(1棟 24㎡)
	学習展示施設	実習用苗畑(650㎡)、野外学習展示林(3.0ha)、昆虫観察飼育施設(1棟21㎡)、林間学習広場(3,000㎡)、きのこ栽培園(1,109㎡)、山菜栽培園(4,700㎡)
	造成園地(森)	生産の森(1.1ha)、世界の森(1.0ha)、郷土の森(1.7ha)、 野鳥の森(2.2ha)、詩歌俳諧の森(10.0ha)、県民参加の森 (52.8ha)
	レクリエーショ ン施設	キャンプ場(20サイト/6,400㎡)、林間広場(2ヶ所(第1 林間広場/6,134㎡、第2林間広場/4,949㎡)) フィールドアスレチック(25ポイント)、自然観察道(9,557 m)
	公共利用施設	駐車場(3ヶ所、6,927㎡)、公衆便所(3ヶ所、60.87㎡)、 バンガロー (2棟、19.88m2)

(6) 開園年月日

昭和59年7月1日

(7) 総事業費

約5億円

- (8) 事業概要 (えひめ森林公園管理条例 (平成17年愛媛県条例第65号) 第2条に基づく森林公園の業務)
 - ① 県民の保健、休養及び森林体験の場の提供に関すること。
 - ② 森林及び林業に関する資料の展示に関すること。
 - ③ 森林及び林業に関する学習活動の指導に関すること。
 - ④ その他必要な業務

(9) 事業実績等

森林公園の運営体制、事業実績等については、添付資料の「えひめ森林公園実績概要」を参照してください。

(10) その他

施設及び事業の概要については、森林公園のホームページも参照してください。

http://www.aimori.jp/park/index.html

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

- (1) 指定管理者が行う業務 (えひめ森林公園管理条例第3条)
 - ① 森林公園の業務の実施に関すること
 - ② 森林公園の利用の許可(「県民参加の森」以外の施設に限る。)に関すること。
 - ③ 森林公園の利用の促進に関すること。
 - ④ 森林公園の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関すること。
 - ⑤ その他知事が定める業務

(2) 管理の基準

- ① 開館時間、休館日及び利用の許可等 えひめ森林公園管理条例の規定のとおりとします。
- ② 個人情報の保護

指定管理者には、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第16条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。

③ 情報の公開

指定管理者には、愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)第36条の規定により、 情報公開に関する努力義務が課せられます。

④ 行政手続条例の適用

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)が適用されます。

⑤ その他

上記のほか、指定管理者は、森林公園の管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。

(3) 留意事項

- ① 指定管理者は、森林公園の業務を一体的に行い、管理運営の効率化と利便性の向上を図るよう努めてください。
- ② 業務の内容の詳細は、添付資料の「えひめ森林公園指定管理者業務仕様書」を参照してください。
- ③ 指定管理者が行う管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し又は請け負わせる

ことはできません。ただし、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定期間

指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間を予定しています。 ただし、この期間は愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意してください。

5 管理運営に要する経費

指定管理者は、愛媛県が支払う委託料及び利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入(以下「自主事業収入」という。)をもって、管理運営業務を行うものとします。

しかしながら、森林公園は、多くの人が森林を体感し、森林への理解を深めてもらうことを目的としているため、その妨げとなる駐車料金その他の利用料金は、一切徴収しないこととしています。

(1) 委託料

委託料の額は、毎年度23,310千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)を上限として、予算の範囲内で、年度ごとに締結する協定書で定めます。なお、原則として、増額は行いませんので、事業計画及び収支計画立案の際は注意してください。

(2) 自主事業収入

① 物販事業

法律による県の設置・管理許可を得て、公園利用者の利便性を高めるための食事等の提供や物品の販売を行う場合。なお、この場合において、所定の使用料を県に支払うものとします。

② イベント・興業等

園内の広場、園路又は施設等を使用して、イベント・興業等を自ら開催又は企画・誘致する場合。ただし、あらかじめ県との協議が必要です。

上記による自主事業収入は指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。(指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。)

(3) 委託料の支払方法

委託料の支払時期については、原則として四半期ごとの前金払となります。 なお、経理は、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに区分してください。

(4) 積算に当たっての留意事項

平成31年10月に、消費税の増税が予定されていますが、現時点では、募集開始日(平成30年8月7日)現在の消費税率に基づいて募集要項、業務仕様書を作成しております。

申請に当たっては、募集開始時点における積算等に基づいて、計画等を作成・提出していただくようお願いします。これら法制度や社会情勢の変化に伴う委託料の増額等の対応につきましては、別途、協議・検討するものとします。

6 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、指定期間中、適切に森林公園の管理運営を行うことができる法人その他の団体(以下「法人等」という。)で、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。 なお、法人等の組織の形態(株式会社、任意団体等)は問いませんが、個人での申請はで きません。

- ① 愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) 第131条の規定により愛媛県における一 般競争入札の参加資格を有しない法人等
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- ③ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格 停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- ④ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- ⑤ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- ⑥ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- ⑦ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ⑧ 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが なくなった日から5年を経過しない者
 - エ 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同(以下「コンソーシアム」という。)による申請ができます。この場合において、次の事項に留意してください。

- ① コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等(以下「代表団体」という。) を選定してください。
- ② 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること(特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。)は、原則として認めません。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。

③ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者(コンソーシアム)の構成員となることはできません。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできません。

④ コンソーシアムの全ての構成員が(1)の申請資格を満たしている必要があります。

(3) 新設法人等の扱い

森林公園の管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくて も、その名称等を使用して申請できることとします。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、 法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

① 配布期間	平成30年8月7日 (火) から9月28日 (金) までの平日	
② 配布時間	午前8時30分から午後5時15分まで	
③ 配布場所	愛媛県農林水産部森林局森林整備課	
④ 郵送を希望する場合	郵送を希望する場合は、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用 定形外封筒 (角型2号A4判用)を同封の上、配布場所宛に請求 してください。 (9月25日 (火) 必着)	
⑤ その他	募集要項等の一部については、愛媛県のホームページからも取り 込むことができます。 http://www.pref.ehime.jp/	

(2) 現地説明会

·/	- 5t-2th-91A				
1	日 時	平成30年8月22日 (水) 午後2時から			
2	集合場所	えひめ森林公園森林学習展示館 2 階研修室			
3	内 容	ア 募集要項及び業務仕様書の説明 イ 施設見学			
書(様式7)を電子メール又はファクシミリで愛媛県農林 ④ 申込方法等 部森林局森林整備課へ提出してください。		書(様式7)を電子メール又はファクシミリで愛媛県農林水産 部森林局森林整備課へ提出してください。 イ なお、申請を行う場合は、できるだけこの説明会に出席して			
\$	留意事項	ア 申込期限までに参加の申込みがない場合は、現地説明会のの開催を取り止めます。(参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。) イ 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。(施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。)			

(3) 資料の閲覧

1)	閲覧資料	・関係規程等 ・保守点検等委託契約に係る仕様書 ・作成・発行した冊子、情報誌 など
2	閲覧期間	平成30年8月7日(金)から9月28日(金)までの平日
3	閲覧時間	午前9時から午後5時まで
4	閲覧場所	愛媛県農林水産部森林局森林整備課
(5)	留意事項	ア 閲覧を希望する場合は、あらかじめ愛媛県農林水産部森林局森林整備課へ連絡し、予約の上閲覧してください。 イ 資料の持ち出しは禁止とします。なお、閲覧場所内における筆記、持ち込んだ機器等による複写は可とします。 ウ 本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。

(4) 募集に関する質問

募集に関する質問を次により受け付けます。

1) 5	受付期間	平成30年8月7日 (火) から 9月11日 (火) まで
2 5	受付方法	別添の質問票(様式8)を電子メール又はファクシミリで愛媛 県農林水産部森林局森林整備課まで提出してください。電話、 来訪など口頭による質問は受け付けません。
	質問に対す 回答	受付期間中に受け付けたもの: 9月 14 日(金)までに愛媛県のホームページに掲載します。

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」(様式 1)の提出が必要となります。(参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申請の資格が あります。)

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出した者は、所定の期日までに本申請を行 う必要があります。

(1) 提出期間

平成30年8月7日(火)から9月3日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)とします。

なお、郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)の場合は、9月3日(月)午後5時15分までの必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。(ファクシミリ及び電子

メールによる提出はできません。)

(3) 留意事項

- ① 複数の法人等が共同で提出する場合の取扱いについては、「6 (2) 複数の法人等での共同申請」に準じます。
- ② 新たに法人等を設立する場合の取扱いについては、「6 (3) 新設法人等の扱い」に準じます
- ③ 参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続

申請する団体(以下「申請者」という。)は、下記に掲げる書類を提出してください。なお、 各書類の説明については、提出書類一覧(別紙2)を参照してください。

(1) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 森林公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- ③ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- ④ 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- ⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度における団体に関する事業計画書及び収 支予算書
- ⑥ 団体の概要を記載した書類
- ⑦ 役員名簿
- ⑧ 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- ⑤ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- ⑩ 印鑑証明書
- ① 提出書類のうち該当のないものについての申立書

(2) 提出部数

正本1部及び副本10部(副本は複写可)とします。

(3) 提出期間

平成30年9月21日(金)から平成30年9月28日(金)までの執務時間中とします。 なお、郵送等の場合は、9月28日(金)午後5時15分までに必着とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。(ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。)

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第1別館9階 愛媛県農林水産部森林局森林整備課 保護緑化係

(5) 申請書類の著作権、情報公開等

① 申請者が提出した書類(以下「申請書類」という。)の著作権は、申請者に帰属します。 ただし、愛媛県は指定管理者の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用 できるものとします。また、申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- ② 申請のあった法人等の名称等は、公表します。
- ③ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。
- ④ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。
- ⑤ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る 責任は、全て申請者が負うものとします。

(6) 申請に当たっての留意事項

- ① 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- ② 申請者一団体 (グループ) につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書を提出することはできません。
- ③ 提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ④ 書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願い することがあります。
- ⑤ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)、えひめ森林 公園管理条例、愛媛県個人情報保護条例その他森林公園の管理運営に関し遵守すべき関係法 令を承知の上で申請してください。
- ⑥ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(様式9)を提出してください。

(7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、当該する法人等へ別途通知します。

10 指定管理者の候補者の選定

(1)選定方法

指定管理者の候補者は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定により、知事が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会(以下「審査会」という。) を設置し、審査会が書面審査及び面接審査(提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング)により審査(申請者の順位付け)を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

(2) 選定基準

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第 11 条第 3 項に規定する選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

選定基準		審査ポイント	審査の視点	配点
1 森林公園の 管理を適正 かつ確実に	1 法人の 状況	(1) 適格性	法人の目的及び役員の状況等からみて、森林公園の管理運営を行う指定管理者としてふさわしい団体といえるか。一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。	5
行うことが できるもの であるこ		(2) 管理運営能力	・適正な管理運営を行う経営基盤、能力があるか。 ・事業実施状況、収支状況等からみて、森林公園の管理運営を確実に行い得る能力を有しているか。 ・類似施設の運営実績があるか。	5

٤.	2 管理運 営の方 針等	(1) 応募動機	・どのような経営理念を有しているか。・応募動機が「森林の持つ公益的機能と林業に対する理解を深めるとともに、保健及び休養の場を提供する」という森林公園の設置目的に沿っているか。・管理運営への意欲、熱意があるか。	5
		(2) 基本方針 ①施設等の利用	・利用許可方針は適正か。 ・利用者のニーズに沿った運営を実現するための工夫が凝らされているか。 ・利用拡大に向けた積極的な取り組みが計画されているか。	1 0
		②施設等の維持管理	・効率性及び安全性を考慮した方針となっているか。 ・経費の縮減が図られているか。	
2 森林置最かにころれる を的がこころれあること。	1 管営す施の内容	(1) 管理運営に関する業 務 ①窓口業務 ②施設等の利用許可 業務 ③活動支援業務 ④利用促進業務	 ・快適かつ効率的に利用してもらうための方針となっているか。 ・積極的に案内業務を行うための工夫が凝らされているか。 ・適切な案内業務を実施するためのスタッフ体制その他が期待できるか。 ・平等な利用が確保されているか。 ・事業内容に、新規性、独創性など工夫や努力が見られるか。 ・実現可能な計画となっているか。また、十分な効果が期待できるか。 ・リピーター確保策等、安定利用に向けた積極的な取り組みが計画されているか。 ・基本方針は、利用者の快適性、安全性を確保するものと 	2 0
		(2) 施設等の維持管理に 関する設等の務 ① 施設等では 管理機 では 一種では 一種では 一種では 一種では 一種では 一種では 一種では 一	・ 金本分割は、利用者の大脳性、女主性を確保するものとなっているか。 ・ 各個別事項の実施方法は、秩序維持、事故防止等の森林公園の適切な対処が図られているか。 ・ 森林公園の機能が常に発揮されるための計画内容となっているか。 ・ 実現可能な計画となっているか。また、十分な効果が期待できるか。	2 0
	2 人員体 制	(1) スタッフ体制 (2) 勤務体制、夜間体制	・適正な管理運営を行う人員体制を有しているか。 ・事業計画を確実に実施できる体制となっているか。 ・勤務のローテーションや夜間の体制等は、無理なく適切 に計画されているか。	2 0
	3 収支計画	(1) 業務の実施経費 (2) 維持管理経費	・収支計画は現実的かつ具体的か。・事業計画を確実に実施するために必要な経費積算となっているか。・経費縮減に対する積極的な取組みが計画されているか。・その他管理運営に必要な配慮がなされているか。	1 0
	4 その他	その他	・地域やボランティア団体等との連携が図られているか。・事業評価(セルフモニタリング)実施計画の効果が期待できるか。・開園時間等及び休園日等は適切かつ効果的か。	5
合 計 100				1 0 0

(3) 選定対象からの除外

申請者が次の要件に該当した場合は、選定対象から除外します。

なお、構成員のいずれかが要件に該当したコンソーシアムについても選定対象から除外します。

- ① 申請書類の提出期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ② 複数の申請を行い、又は複数の事業(収支)計画書を提出した場合
- ③ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑤ 審査会委員に個別に接触した場合
- ⑥ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ⑦ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

- ⑧ 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とすることが相応しく ないと認められる場合
- ⑨ その他不正な行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、全ての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する場合があります。

(5) 留意事項

- ① 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。 なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査を省 略する場合があります。
- ② 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の 候補者として適当かどうか総合的に判断する場合があるほか、審査会による審査自体を省 略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補者の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案を愛媛県議会に上程し、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業(収支)計画及び書面審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した 事項に基づいて協議の上、森林公園の管理運営に関する協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- ア 業務に関する基本的な事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 愛媛県が支払う委託料に関する基本的な事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告・業務報告に関する事項
- カ 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- キ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
- ク 指定期間に関する事項
- ケ リスクの管理・責任分担に関する事項
- コ その他
- ② 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項等を定める協定です。

- ア 当該年度の業務内容に関する事項
- イ 当該年度に愛媛県が支払う委託料に関する事項
- ウその他

(4) その他

- ① 指定管理者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアムを指定することとします。ただし、協定はコンソーシアムの全構成員と締結します。
- ② 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定めた 事項については、基本的に変更は行いません。
 - ただし、特別の事情があるときは、愛媛県と指定管理者が協議の上、協定の変更をすることができることとします。
- ③ 協定締結後、指定管理者は、平成31年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を 進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者(以下「指定管理者等」という。)が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当した場合に、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すとともに、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないときに、同様に取り消すこととします。おって、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- ① 愛媛県議会において指定に係る議案が否決された場合
- ② 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合
- ③ 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることが相応しくないと認められる場合
- ④ 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ⑤ 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合
- ⑥ この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合
- ⑦ その他指定管理者に指定することが不可能、又は著しく不適当と認められる事情が生じ た場合

13 指定期間満了前の取消し

(1) 愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができることとします。

① 指定管理者が業務の履行に関し不正行為を行った場合

- ② 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合
- ③ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合
- ④ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から指定の取消しの申出があった場合
- ⑤ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当する場合(指定管理者がコンソーシアムの場合は、代表団体が次の事項のいずれかに該当したとき、また、構成員が該当した場合は、代表団体が当該構成員に代え、新たに他の構成員を協定に加えるなど、継続して業務を適正に遂行するための措置を講ずることができないとき。)

ア この要項に定める申請資格を失い、又は申請資格がないことが判明した場合

- イ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実でないと認められる場合
- ⑥ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることが相応しくない と認められる場合
- ⑦ その他愛媛県が必要と認める場合

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満 了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合において、愛媛県は、指定管理者 との協議を経てその措置を決定するものとします。

- ① 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれに違反した場合
- ② 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被った場合
- ③ その他指定管理者が必要と認める場合

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

- ① 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合
- ② 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合
- ③ 災害等の発生により、愛媛県又は伊予市が当該施設を避難所、広域防災拠点等として使用する場合
- ④ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 留意事項

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。
- ② 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、森林公園の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等に係る経費

申請(現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。)から業務の引継ぎを行うまでの期間(平成31年3月31日まで)に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担するものとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置 愛媛県と指定管理者は、誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

資料1 えひめ森林公園指定管理者業務仕様書

資料2 えひめ森林公園施設等概要

資料3 えひめ森林公園実績概要

16 問合せ先

〒790−8570

愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第1別館9階

愛媛県農林水産部森林局森林整備課

保護緑化係

電話 089-912-2597 ファクシミリ 089-912-2594

電子メール shinrin@pref.ehime.lg.jp

別紙 1

指定管理者募集スケジュール

平成30年 8月 7日(火)	・募集要項の配布開始・資料の閲覧開始・参加意思表明書の受付開始・質問受付開始(様式8)
平成30年 8月16日(木)	・現地説明会参加申込締切(様式7) 午後5時15分まで
平成30年 8月22日(水)	・現地説明会 午後2時から えひめ森林公園森林学習展示館 2階研修室
平成30年 9月 3日(月)	・参加意思表明書の提出締切 午後5時15分まで
平成30年 9月11日(火)	・質問受付締切 午後5時15分まで
平成30年 9月14日(金)	・質問に対する回答 (ホームページで公表)
平成30年 9月21日(金)	・申請の受付開始
平成30年 9月28日(金)	・申請の受付締切 午後5時15分まで
平成30年 9月下旬~10月下旬	•第1次審査(書類審査)
平成30年 9月下旬~10月下旬	•第2次審査(面接審査)
平成30年10月下旬~11月上旬	・指定管理者候補者の決定及び公表
平成30年12月 県議会	・指定管理者の指定の議決(例年12月中旬頃)
平成31年 1月~ 3月	・基本協定の締結・管理運営開始の準備(前任者からの引継ぎ)
平成31年 4月 1日(月)	・年度別協定の締結・管理運営の開始

提出書類一覧

	書 類 名	備考
ア	指定管理者指定申請書	・様式 2
1	森林公園の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	・森林公園の管理運営に関する事業計画書(様式3) ・森林公園の管理運営に関する収支計画書(様式4)
ゥ	定款又は寄附行為及び法人 登記事項証明書	・法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類
I	申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類	・法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類 ・貸借対照表、事業報告書及び損益計算書については、 前三事業年度分 ・申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法 人にあっては、その設立時における財産目録(法人以 外の団体にあっては、これらに相当する書類)
オ	申請書を提出する日の属する事業年度における団体に 関する事業計画書及び収支 予算書	・法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類
ħ	団体の概要を記載した書類	・組織及び運営に関する次の事項を記載した書類(様式任意、A4判2枚以内) 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理 念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の 実績
+	役員名簿	・申請書の提出日現在の氏名(ふりがな有り)、生年月 日、住所の記載があるもの
þ	愛媛県税について、未納が ない旨の証明書	・愛媛県税については、地方局長が発行する県税に未納がない旨の証明書(様式5) ・愛媛県以外の都道府県については、それぞれの都道府県が発行する都道府県税に未納がない旨の証明書・提出日において発行の日から1カ月以内のもの
ケ	法人税並びに消費税及び地 方消費税について、未納の 税額がないことの証明書	・税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書 (国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の3)) ・提出日において発行の日から1カ月以内のもの
٦	印鑑証明書	
サ	提出書類のうち該当のない ものについての申立書	・様式 6 ・提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出

注 コンソーシアムによる申請の場合は、ウ~サについては構成員ごとに提出してください。